会　議　録

会議の名称	令和８年度　第１回川越市男女共同参画審議会
開催日時	令和８年９月３０日（水）　午前１０時００分～午前１１時３０分
開催場所	市役所　４Ａ会議室
議長	会長　大橋稔
出席者	（会長）大橋稔 （委員）山口日出美　平林美枝子　小林敦子　髙橋巧　矢定夕有子 金子洋子　平松賢治　荒木浩子　八木麻子（９人） （市民部長）石井みどり
欠席者	（副会長）大森三起子 （委員）髙栁亮伯　齊藤克子　笠井洋佳　櫻井理恵　関根栄一（５人）
傍聴人	０名
事務局職員 職・氏名	課長　　平岩美香 副課長　山畑妙子　主査　藤澤翔太　主事　山本潤
会議次第	１．開　会 ２．会長あいさつ ３．議　題 ⑴　各種審議会における女性委員の登用状況について ⑵　審議会への委員の参加方式について ４．その他 ５．閉　会
配布資料	次第 資料１－１（各種審議会等における女性委員の登用状況一覧表） 資料１－２（第１回川越市男女共同参画庁内会議（書面会議）についての意見） 資料２　　（審議会への委員の参加方式について） 川越市男女共同参画情報紙イーブン　Vol.６４

発言者	議題・発言内容・決定事項
	１．開　会 傍聴希望者０名 ２．会長あいさつ ３．議　題 ⑴　各種審議会における女性委員の登用状況について

事務局	資料に基づいて説明
委員	長く審議会に委員として携わる中で、登用状況について、いつも理由として挙げられてくるのが、団体から推薦されてくるのは男性が多いという実態。もう一つの大きなものは、専門性や学識経験を有するところでなかなか女性が上がってこないということ。 昨年、審議会で発言したが、女性の自治会長の比率が低いということで、どこに障壁があるのか自分の自治会の規約を調べてみたら、「自治会員は世帯主で構成する」という古い条文が残っていた。世帯主は大抵の場合、男性。直接的な障壁はないが、女性がなりにくい原因が潜っている。そこで一つ一つ条例や規程や規則を点検したらどうかということを発言した。 全部を拾うことはできなかったが、女性委員がゼロの法律又は条例設置の附属機関のところを拾ってみた。 具体的には、川越市公務災害補償等審査会や認定委員会、川越市老人ホーム入所判定委員会、川越市廃棄物処理施設専門委員会、廃棄物処理施設設置等調整委員会、川越市建築審査会などの条例がどんな条文になっているのか見た。 川越市公務災害補償等審査会や認定委員会は同じ条例が根拠になっている。川越市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第４条が根拠になっていて、「川越市に認定委員会を置く。」とある。同条第３項に「委員は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」と抽象的に規定している。 次に川越市入札監視委員会条例。第２条に委員会は委員３人で組織し、学識経験者のうちから市長が委嘱するとある。 これも学識経験者。必要な学識について具体的にはどこにも書いていない。非常に曖昧。 次の川越市スポーツ推進審議会条例。第２条で審議会は委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとあり、１号が学識経験者、２号が関係行政機関の職員となっている。 次に川越市災害弔慰金等審査委員会について規定する条例。非常に具体的で、第16条第２項に委員会は委員５名以内で組織し、医師、弁護士その他市長が認める者のうちから市長が委嘱するとなっている。これはわかりやすい。医師と弁護士の男女比率は手元にデータがないが、ある程度男性に偏るのは無理がないのかもしれない。 ただ、その他市長が必要と認めるものという規定があるので、ここで調整がきくのではないか。 それから、川越市産業振興審議会条例。設置規定を見ると、第２条

	に審議会は委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとあり、第１号に学識経験者、第２号に市内の公共的団体等の代表者で第３項に参考に関係行政機関の職員とある。スポーツ振興にどんな学識が必要なのか具体的にはわからないが、第２号のように「代表者」が付くと、ある程度段男性が多くなってしまうのかもしれない。 　次に川越市建築審査会条例。 これは非常に謎で、第２条に審査会は委員５人をもって組織するとしか書いてない。 　最後に川越市固定資産評価審査委員会。 第２条に委員会に、委員長を置く。となっていて、それ以上のどういう方がこの委員に任命されるかというのは私が調べた中では見ることができなかった。 　全部拾ったわけではないがある程度女性がなりにくい条例あるいは規定の条文になっているのではないかというのが一つあった。 代表者、学識経験者という書き方が非常に曖昧だ。対して、非常に女性が多いところをピックアップしてみた。 　公民館運営審議会と川越市地域包括支援センターと運営協議会でいずれも半数近くが女性になっている。条例を調べてみたところ、まず公民館運営審議会は、川越市公民館設置条例第５条に、川越市公民館運営審議会は 25 人以内で組織し、委員を次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとあり、第１号は学校教育および社会教育の関係者、第２号は家庭教育の向上に資する活動を行うもの、第３号に学識経験者となっている。これは先ほど話したものよりも少し具体性がある。 　もう一つ、川越市地域包括支援センター等運営協議会条例。この第２条に協議会は委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとあり、第１号に学識経験者、第２号に保健医療サービスまたは法第 23 条に規定する居宅サービス等を提供する者の代表者、第３号に市民の権利を擁護し又は相談に応ずる団体等の代表者、第４号は第９条に規定する被保険者または法第 23 条に規定する居宅サービス等の利用者もしくはその家族となっている。 　私はこの審議会の委員になったばかりのときに、専門性を有していないから、有している人が見えにくいから女性が委員になりにくいものだと思っていた。そこにはおそらく、いろいろ制約があって、こういう人を委員に選んでくださいと、明確な規定があるから、女性が排除されてきたと信じていた。しかし、全く逆だった。 　つまり、明確な規定があって細かくこういった資質がある人になっ

	てほしいという規定がある方が、女性がなりやすく、曖昧であればあるほど、女性が排除されやすい。心理学でも、そういうことがある。規則よりも組織の中の不文律や慣習に人は縛られやすい。規則は変えることはできても、空気はなかなか変えることができない。だから不文律の慣習や空気感、そういうものをいかに変えていくかということになるが、まずは、条例や規則、規定から見直した方がいいのではないかと感じた。全ての規定を調べたわけではないが、ざっくりとそのような傾向が言えるのではないか。
事務局	これまで「団体の長」といったあて職になっていないかという視点では確認をしてきたが、「学識経験者」という文言が曖昧だからこそ男性が多いのではないかという新たな視点をもらった。 条例規則の改正となるとかなりハードルが高いこと、学識経験者と規定しているのは元の法律（上位法令）でそういった要請があるということもある。学識経験者について依頼する際に、女性の推薦や新たな分野の開拓などの働きかけを各所属でやっていくことが、まずは今できることの第一歩と考えている。そこはしっかりと男女共同参画課から働きかけて、伝えていきたい。
議長	委員からかなり詳しい分析を提示、提案してもらった。事務局の回答のとおり、これまで持っていなかった見方というところで、改めてどのような働きかけができるのかしっかり考えてほしい。 なお、規定の中にある「〇〇の団体の代表者」という表現は、おそらく委員の解釈では、その組織の長というイメージだと思うが、団体から推薦されてきてその団体を代表する人という意味なのか、取り方によって変わってくる。長を選びたいと思っていれば男性しかいなくなるが、代表してくれる人であるならば、そんなこともなくなる。 この辺の認識のすり合わせが必要。
委員	表記の気になる点があった。資料 1 ページ目（1）表の右側に※印で前年より―0.5%減少とあるが、0.5%増えることになってしまうので修正が必要。 今日の報告を受けて、このままお願いしたいところが 3 ページ目一番上の取組の有無。17 も取り組んでないのかと思ったが、報告を聞き、昨年と比べて確実に「取組なし」が減ったということはしっかり変化しているという証になる。さらにしっかりとチェック体制を機能させてほしい。 庁内会議の感想で、政策企画課のように政策決定過程に関わる課に

	女性がいないという問題があると書かれているが現実として事実か。
事務局	政策部門、人事部門、総務部門などに女性が少ないというのは以前からの課題として挙げられている。
委員	人事的な問題もあるが、これを是正できるような取組が必要になる。結局その根本が直らなければこの問題は変わらない。そもそも人がいないと言われてしまうと、そうですねとしか言えなくなってしまう。そういったことを含めて、是正が必要。
事務局	政策部門に女性が少ない背景には、時間外勤務が多い職場であるということもある。そこをまず是正をして、性別に関わりなく、多様な方が働きやすい環境を作っていかなければ、女性が増えていかないということで取組を進めている。これまで防災部門も女性がゼロだったが、ここで女性が配置されるようになっている。
議長	安心する話もあった。ぜひそれが着実に進んでいくようにしてほしい。防災部門に女性がいなかったのは非常に驚いた。防災部門で男性だけでやるとどうしても抜ける部分が出てくるので、必ず女性が入るというのはとても大事なことだ。
委員	資料１－２の庁内会議の意見に対する事務局の考え方で、「また、現在は審議会により女性委員の登用率に大きく差があるのも事実であるため、登用率の低い審議会については、内容ごとに登用率が低くとどまっている理由を検証し、その改善のためにどういった対策が出来るかを検討していくことが重要であると考えます。」というのは、担当しているところでそれを考えて実施してくださいと読むべきなのか、男女共同参画課としてそれを考えてお願いをしていきますと書かれているのか。考える主体と実行の主体が少しわかりにくい。
事務局	担当課で考えて実施するのが一番いいと思うが、当然それだけで進まないからこその現状があるというのが事実。男女共同参画課からも働きかけをして、一緒に考えていく。ヒアリングをした上で、どういうところに原因があって、どういうふうにしたらそこが改善していくのかというのを今後一緒に考えていく必要があると考えている。

	⑵　審議会への委員の参加方式について
事務局	資料に基づいて説明
委員	ウェブ会議システムが入ると非常に有効だと感じている。ぜひ進めていただきたい。マイクトラブルがあって音声が入らない場合はどうなるのか。
事務局	音声が入らなくても、例えばチャットなどで意思表示が可能であれば、意思表示が確認できるということで出席とみなして大丈夫だと考えている。
委員	大変良い試みだ。遠方で出席できなかったことがよくあるのでありがたい。ウェブ会議システムを導入したことによって傍聴は従来のままなのか。将来的にウェブ傍聴も可能になるのか。
事務局	特にウェブ上での傍聴というのは現段階では考えていない。対面が基本であり、ここで傍聴する形に限りたい。
委員	例えば、９名いて８名がウェブでの出席の場合、どうなるのか。
事務局	そういった可能性もないわけではない。画面等で会場にいる方にも共有しながら、その場で話合いができる形でセッティングは考えている。
委員	ウェブ会議になるとおそらく出席率が上がるのでありがたい。音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなすということだが、復旧すれば、そこからまた出席扱いということでよいか。
事務局	途切れてしまって意思確認が全くできなくなってしまったらその部分は欠席となるが、復旧した場合には、そこから再度出席と考えている。
委員	他の審議会等でも同じような取り組みがあるのか。
事務局	既に他の審議会で併用して行っているところがある。最初に委員にウェブ併用について同意をもらった上で、事前に参加方法を確認し、ウェブ参加の方にはウェブ会議の招待メールを送って参加してもらっ

	ていると聞いている。
委員	会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならないというところで、例えば、こどもがウロウロしたり、家族のものがどうしても通らないと行けないという家庭の事情もあると思うが、そういうことも実際やるときには細かく決めて行うのか。
事務局	例えば個人情報を扱うような内容がどうしても出てきた場合には、注意いただく場合があるが、非公開でということは基本的にはこの審議会ではないと考えている。
委員	このような多様な参画の仕方ができるようになるということについては非常に賛同できるし進めていただきたい。ウェブでできるようになり外出しなくてはいけないという状況を避けられるのであれば、様々なハンディキャップを背負った方への委員登用ということも可能になっていく。可能性を広げるという意味では非常に心強い。 一方で、ウェブ会議の運営はものすごく大変。技術的に職員でしっかり対応できる算段があるのか。
事務局	既に他課で行っている実績があるため、システム的な面については可能であると考えている。市役所の中で実践している部署からの情報をもらい、きちんとした形で行えるようにやっていきたい。
議長	よくあるのは、事前に繋いで準備をしていた段階では問題がなかったが、実際にメンバーが入りだすと、メンバー側の問題で音声トラブルが起きるケース。メンバーの側でそれが把握できなくて、こちらから一生懸命伝えても解消できず始められなくなる。実際やってみるといろいろと出てくることが想定される。コロナ禍以降、今でも起きているトラブルなので、いろいろなことを想定しておかないといけない。しっかり準備してほしい。 「会長が必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して会議に出席することができる。」とあるので、「非公開で行われる場合は委員以外の者に視聴させてはならない」という部分をとってしまい、非公開でやらなくてはならない内容のときには、ウェブは併用しないという方向が良いのではないか。個人情報という問題もあるが、決を取るときに、誰が賛成して、誰が反対しているかをチェックしたい人たちが傍聴に来るのを防ぐために非公開にすることがある。あえて書くよりも、会長の判断で決められればいい。一方でお子さんが通ると駄

	目だとすると、それは女性が参画しづらい状況を作ることになるので、細かく規定してしまうよりも柔軟に対応できるような内容にしておいた方が良い。 　また、途中で離脱してしまった場合などの報酬の計算はどうなるか。
事務局	対面の場合、途中退席の場合でも報酬が生ずると所管部署に確認している。ウェブ会議の場合も途中退席であっても出席とみなすということであれば、その場合は報酬が出るものと考えている。
議長	実際に運用しようとすると想定されることが様々あるので丁寧な準備が必要になる。 　一般的な傾向としてウェブ会議になると、圧倒的に発言が少なくなるという現実もある。当面は対面が基本であるが、それぞれの事情でのウェブ会議もＯＫという姿勢だと思う。この委員会は意見が出ないと仕方がない委員会なので、様々なことをしっかり考慮、準備してほしい。
	４．その他
事務局	男女共同参画情報紙イーブンに掲載した記事「こどもオンライン意見箱」の結果について説明
委員	２番目の「学校で男（女）の子の役割と決まっていることはある？」の質問に「ある」と回答している場合に深堀りして質問しているのか。学校の制度として決まっているのか、友達同士の付き合いの中で、これは男の子の仕事だ、女の子の仕事だ、みたいな決め付けがされているのかで意味合いが全然変わる。
事務局	ここには掲載していないが、具体的にどういうものか質問をしている。回答結果としては、重いものを持つのは男子だと自分の中で決めたものがあって重い物を持たせてしまった、体育祭で声を出しているのは男子だという意見があった。他に、委員会の人数や応援団が男女の性別で決められているものがあるという回答があった。
議長	公表するデータの中に学校の中で決め付けが行われているというのが見て取れる。後者については、それが事実として残っているのかどうか、本当に制度としてそうなっているのか、あるいは応援団だから、慣習的にそういう例が続いてしまっているものなのか、審議会としては真相をはっきり確認してほしい。もしそれが何らかの働きかけによ

	って変えていける制度であるならばしっかりと対応が必要になる。
委員	こどもたちの意見を聞くこと自体が素敵な企画ですごく嬉しかったが、自分自身がそれを知らなかったのがショック。 回答が 26 人と聞いて、あれっと思った。川越市にはもっとたくさんこどもたちはいるし、無理やり回答をもらうものではないが、できたらもう少したくさんのこどもたちの意見が聞けたらよかった。例えば子育てに関わる人たちに知らせるだけでも違うし、学校などもう少し周知すれば、もっとたくさんの人数の意見が聞けたのではないか。 今、男の子も髪を伸ばして結んで学校に行く子もいるし、未就園児もドレスを着てくる男の子もいたりして、それをお母さんも認めてあげて「うちの子ドレスが好きなんです」と言ってきてくれる。本当にオープンになってきた、自由になってきたと感じる。しかし、自分自身がまだ「男の子でも」と思っている自分がいるので、どんどんこういうことをやって、世の中はこう変わっていっていると、固定観念を持っている私達にも伝わるようにしてもらえるのはすごくいい。またぜひお願いしたい。
委員	私は学校で仕事をしていて辞めて時間もたっているが、私が勤めていたときでも応援団は男の子とは決めていなかった。当時も男の子と女の子両方行った方がいいということで、人数割合を出すことは多かった。例えば、この委員会はこうだねとか、このクラブはこういう感じがいいねと職員で決めていたが、あえて男の子だけのクラブにしようというのはなかった。 ただ、決め付けてはいないが、これは男の子がした方がいいと大人が勝手に思い込んでいることはある。今、私も学校へ手伝いに行っているが、そこに編み下げをした子がいた。名前を見てどちらの性別だろうかと区別しようとする意識が働いた。その子が 2 学期に髪をカットにしてきた。今まで自分の意識で、こんな感じの子は男（女）の子と自然に目がいっていたが、やはりそれは大人が注意しなければいけないと思った。結局その子は男の子だった。こどもは全然気にしてない子がほとんど。大人たちがそういう風にしつけてしまう、習慣化させてしまう。力持ちでどんどん動く子もいるし、そういう仕事には自分から携わらない子もいる。だから大人が男の子に「これ持って」というのはいけないと今改めて思った。
議長	文化として根付いているものをどうやって取り除くか。文化でしかないものを制度のように扱っているものをしっかり見極める必要があ

	る。確かに人数は少ないかもしれないが、自分の意思で答えてくれたということから考えると、正直な現状認識だと思うので、だからこそ見逃してはいけない。 　その他、意見はあるか。
委員	このところのニュースで、ＤＶの被害者への暴力、殺人事件にまで至ってしまうことがあるという現実がある。川越市は本当によく頑張っていて、行政の中でも取組が進んでいるという意識はある。その中でも、支援する人を育てる講座を積極的に開くというのはとても良いニュースだ。以前意見したが、その意見が生かされるというのは委員として審議会に参加する意義も感じている。 　また、市民団体の方が本当によく個別に頑張っているということも皆さんに伝えたい。
議長	10 月 1 日からのカスタマーハラスメントへの対応および求職者に関するハラスメントへ対応しなくてはいけないというものが始まる。この件に関する市の対応や準備は進んでいるのか確認したい。
事務局	第七次男女共同参画基本計画の働きやすい職場環境の整備の施策のところでコラムにも掲載しているが、川越市ハラスメント行為根絶宣言において、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対して毅然とした対応を行うとしている。所管は総務部で、庁内統一した方針で対応している。 また市内の事業所向けても、産業観光部で周知等を行っている。
議長	カスタマーハラスメントについては、ある意味では、女性職員を守るという観点でとても大事なものになっている。しっかり取組を進めていただきたい。 　以上をもって議事を全て終了する。 ５．閉　会